

第53回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書表
連結注記表
株主資本等変動計算書表
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

東京センチュリー株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tokyocentury.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役（社外取締役を除く）が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議の日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の行使 に際して出資 される財産の価額	新株予約権の行使期間	行使の 条件	保有人数
第1回 新株予約権 (2012年9月28日)	471個	当社普通株式 47,100株	新株予約権 1個当たり 130,600円	1株当たり1円	2012年10月16日から 2042年10月15日まで	(注1)	4名
第2回 新株予約権 (2013年9月2日)	257個	当社普通株式 25,700株	新株予約権 1個当たり 303,800円	1株当たり1円	2013年9月25日から 2043年9月24日まで	(注1)	4名
第3回 新株予約権 (2014年9月8日)	294個	当社普通株式 29,400株	新株予約権 1個当たり 271,600円	1株当たり1円	2014年9月30日から 2044年9月29日まで	(注2)	4名
第4回 新株予約権 (2015年10月5日)	263個	当社普通株式 26,300株	新株予約権 1個当たり 380,500円	1株当たり1円	2015年10月27日から 2045年10月26日まで	(注2)	5名
第5回 新株予約権 (2016年9月5日)	295個	当社普通株式 29,500株	新株予約権 1個当たり 340,600円	1株当たり1円	2016年9月22日から 2046年9月21日まで	(注2)	5名
第6回 新株予約権 (2017年9月12日)	248個	当社普通株式 24,800株	新株予約権 1個当たり 456,700円	1株当たり1円	2017年9月28日から 2047年9月27日まで	(注2)	5名
第7回 新株予約権 (2018年8月6日)	468個	当社普通株式 46,800株	新株予約権 1個当たり 536,900円	1株当たり1円	2018年8月22日から 2048年8月21日まで	(注2)	6名
第8回 新株予約権 (2019年9月9日)	557個	当社普通株式 55,700株	新株予約権 1個当たり 485,500円	1株当たり1円	2019年9月27日から 2049年9月26日まで	(注3)	7名
第9回 新株予約権 (2020年8月5日)	307個	当社普通株式 30,700株	新株予約権 1個当たり 519,300円	1株当たり1円	2020年8月25日から 2050年8月24日まで	(注3)	6名
第10回 新株予約権 (2021年8月6日)	246個	当社普通株式 24,600株	新株予約権 1個当たり 533,100円	1株当たり1円	2021年8月25日から 2051年8月24日まで	(注3)	7名

- (注1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位も喪失したその翌日から10日を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (注2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員いずれの地位も喪失したその翌日から10日を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (注3) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員いずれの地位も喪失したその翌日から10日を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員並びに子会社の取締役及び執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

区分	名称 (発行決議の日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の行使 に際して出資 される財産の価額	新株予約権 の行使期間	行使の 条件	交付 された 者の人数
執行役員	第10回 新株予約権 (2021年8月6日)	425個	当社普通株式 42,500株	新株予約権 1個当たり 533,100円	1株当たり1円	2021年 8月25日から 2051年 8月24日まで	(注)	19名
従業員	第10回 新株予約権 (2021年8月6日)	75個	当社普通株式 7,500株	新株予約権 1個当たり 533,100円	1株当たり1円	2021年 8月25日から 2051年 8月24日まで	(注)	10名
子会社の 取締役 及び 執行役員	第10回 新株予約権 (2021年8月6日)	19個	当社普通株式 1,900株	新株予約権 1個当たり 533,100円	1株当たり1円	2021年 8月25日から 2051年 8月24日まで	(注)	3名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	105百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	174百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうち、富士通リース株式会社他計57社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬に対する監査役会の同意理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目内容、監査項目別監査時間、報酬単価の適切性・妥当性並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 職務執行の基本方針

当社は、全ての役職員が職務を執行するにあたっての基本方針として、経営理念を定めております。

【経営理念】

「東京センチュリーグループは、
高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、
事業の成長に挑戦するお客さまとともに、
環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献いたします。」

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下のとおり内部統制システムを構築しております。

今後とも、内外環境の変化に応じ、これを整備してまいります。

(2) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、全ての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に以下のとおり努めております。

- ① チーフ・コンプライアンス・オフィサーと総合リスク管理部コンプライアンス室を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施を行っております。
- ② 全ての役職員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努めております。
- ③ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、常勤監査役及び社外の法律事務所を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織的にかつ毅然とした対応をすることを基本的な心構えとし、反社会的勢力との一切の関係を遮断しております。

また、当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成され、法令・定款・取締役会規則で定められた事項につき審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。さらに、当社は、社長直轄の監査部門を独立した組織として設置し、当社及びグループ会社に対し定期的に実施する内部監査、内部統制評価を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長（経営会議）及び取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間保存しております。

また、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO27001の認証を取得し、規格の求める水準を維持して情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を入手できる体制を構築しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を以下のとおり行っております。取締役会は、当社の適切なリスク管理を行うため、「リスク管理の基本方針」を定めております。当社に係るリスクを全体として把握・評価し、必要に応じ定性・定量それぞれの面から、適切な対応を行うため、総合リスク管理委員会を設置し、同委員会規程に基づき、総合的なリスク管理を実施しております。リスク管理に関する体制、方法等については、総合リスク管理委員会の審議を経て経営会議において、「総合リスク管理規程」に定めております。総合リスク管理委員会は、当社全体のリスク量やリスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しております。また、リスク管理の有効性に関して、検証・評価し、不順の見直しを行っております。

- ① 信用リスクについては信用リスク管理委員会を設置し、同委員会規程に基づき、基本方針を定め、信用リスクの計量、管理を行っております。また、大口案件や、新種スキーム案件等の複雑な判断を要する案件については、案件審査会議を設置し、同会議規程に基づき審査・決裁しております。
- ② 金利変動、為替変動等の市場リスク及び資金調達に係る流動性リスクについてはALM委員会を設置し、同委員会規程に基づき、資金の運用と調達の総合的な管理を実施しております。
- ③ 株式等の投資リスクについては、経営会議及び取締役会において、投資方針や投資状況等の管理を行っております。
- ④ 不動産、船舶、航空機、自動車等の資産価値を有する物件の「ものにかかわるリスク」については、各リスク所管部にて管理するとともに総合リスク管理委員会において、リスク量やその状況等の管理を行っております。
- ⑤ 情報セキュリティリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報取扱規程」、ISO27001等に基づき管理を行っております。
- ⑥ システムリスク、事務リスクについては、IT・事務戦略委員会を設置し、同委員会規程に基づき、当社のIT戦略、IT投資、事務体制等を審議しております。
- ⑦ その他オペレーショナルリスク全般については、総合リスク管理部がリスクの抽出・計量化、対応策の見直し等を行うとともに、総合リスク管理委員会において、総合的な管理を実施しております。

また、大規模災害をはじめとした危機事象が発生した場合の対応体制等については、総合リスク管理委員会の審議を経て経営会議において、「危機対策規程」及び「事業継続計画規程」に定めております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、以下の体制を構築しております。

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、執行役員に対し業務執行権限を委譲し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- ② 社長の諮問機関として経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく重要な事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行っております。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」に基づき、以下のとおり主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行っております。

- ① 当社グループ会社は、「関係会社管理規程」が定める年度計画、予算、決算等の一定事項について、当社に事前協議を行い、当社の指示又は承認を得るものとし、また、営業概況等の所定の事項については定期的に、重大なリスクが発生した場合は、その都度速やかに、当社へ報告する体制としております。また、当社の役職員が当社グループ会社の取締役を兼務して経営の助言を行うことにより、当該グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するなど、グループ会社に対する適切な経営管理を行う体制としております。
- ② 当社の連結対象グループ会社は、共通の経営理念と企業行動規範の下、「コンプライアンス管理規程」に則り、当社と同様に、グループ各社コンプライアンス責任者を配置しております。その管理については、当社社長の委嘱を受けたチーフ・コンプライアンス・オフィサーが総括的に行っております。コンプライアンス等に関する相談、通報については、当社窓口を直接利用することができる体制としております。
- ③ 当社は、内部統制委員会を原則3ヶ月毎に開催し、当社グループの内部統制システムの浸透、定着を図っております。
- ④ 当社が定めた情報セキュリティに関する規程、「個人情報取扱規程」等の諸規程は、グループ会社にも適用し、当社の監督を受ける体制としております。

(7) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、投資家やお取引先の皆さまに適正な財務情報を提供していくことが、社会的な信用の維持・向上を図るうえでの企業の責務と認識しております。

このような信頼性のある財務報告の重要性に鑑み、当社では、財務報告の基本方針を定め、

- ① 内部統制委員会の設置
- ② 財務報告の信頼性を確保するための業務運営
- ③ 適正な会計処理の実施
- ④ 内部統制報告書の開示

に取り組み、財務報告の適正性を確保しております。

(8) 監査役の職務を補助する従業員について

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、室員として監査役の職務を補助する従業員を他部署との兼務で配置しております。

(9) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に配置する従業員の人事異動及び考課については、事前に監査役の同意を得ることとする等、取締役からの独立性を確保しております。

(10) 監査役の職務を補助する従業員に対する、監査役の指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する従業員が行う当該業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとしており、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保しております。

(11) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社及びグループ会社の役職員が各監査役に報告を行うことを確保するため、以下の体制を構築しております。

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、案件審査会議、ALM委員会等に出席し、重要な報告を受ける体制としております。
- ② 相談・通報制度による通報、不正事故や大規模災害等の危機事由等が発生した場合についても、担当役員が社長へ報告すると同時に監査役へ報告することとしております。また、相談・通報制度による通報に関しては、常勤監査役が社内窓口の一つとなっております。
- ③ 当社及びグループ会社の役職員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行うこととしております。

(12) 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをうけないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社及び当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。

(13) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を構築しております。

- ① 社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととしております。
- ② 「内部監査規程」において、監査部長は監査役と定期的及び必要に応じて連携を図り、意見・情報交換を行わなければならない旨を定め、監査役の監査の実効性確保を図っております。

(15) 当社グループの内部統制の運用状況の概要について

当社は、上記(1)～(14)に記載した「業務の適正を確保するための体制」のもとで、内部統制を適切に運用しております。その概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンスの徹底
 - ・「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修をe-ラーニングやコンプライアンス・ハンドブックの配布等、多様なツールを活用しつつ実施しております。
 - ・コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、常勤監査役及び社外の法律事務所を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
 - ・社長直轄の監査部門が、当社及びグループ会社に対し定期的を実施する内部監査、内部統制評価を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長（経営会議）及び取締役会に報告しております。
- ② 情報保存管理
 - ・取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書取扱規程」等に基づき、定められた期間の保存を実施しております。また、ISO27001の規格が求める水準を維持し情報を管理しております。

③ リスク管理

- ・信用リスクについては、信用リスク管理委員会を設置し、信用リスクを計量・管理しております。大口案件や、新種スキーム案件等の複雑な判断を要する案件については、案件審査会議を設置し、審査・決裁しております。
- ・金利変動、為替変動等の市場リスク及び資金調達に係る流動性リスクについては、ALM 委員会を設置し、資金の運用と調達の総合的な管理を実施しております。
- ・株式等の投資リスクについては、経営会議及び取締役会において、投資方針や投資状況等の管理を行っております。また多様化する投資リスクを適切にコントロールしつつ、事業ポートフォリオの最適化を実現することを目的として、投資採択基準の明確化や統一的モニタリングプロセスの構築、継続・撤退の判断基準明確化等を主眼とした投資管理のための投資マネジメントフレームワークを策定し、2021年4月より運用を開始しております。
- ・不動産、船舶、航空機、自動車等の資産価値を有する物件の「ものにかかわるリスク」については、各リスク所管部にて管理するとともに総合リスク管理委員会において、リスク量やその状況等の管理を行っております。
- ・情報セキュリティリスクについては、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報取扱規程」、ISO27001等に基づき管理しております。
- ・システムリスク、事務リスクについては、IT・事務戦略委員会を設置し、当社のIT戦略・IT投資・事務体制等を審議しております。その他オペレーショナルリスク全般については、総合リスク管理部がリスクの抽出・計量化、対応策の見直し等を行うとともに、総合リスク管理委員会において、総合的な管理を実施しております。

④ 効率的な職務執行

- ・取締役の職務権限と担当業務の明確化、執行役員に対する業務執行権限の委譲、社長の諮問機関として経営会議を開催し、当社業務の執行及び施策の実施等について効率的に運営しております。

⑤ 当社企業グループの内部統制

- ・「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報取扱規程」等の諸規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する経営管理を実施しております。
- ・内部統制委員会を開催し、当社グループの内部統制システムの浸透、定着を徹底しております。

⑥ 財務報告の適正性確保

- ・内部統制委員会、会計監査人との連携、内部統制報告書の開示等を通じた財務報告の適正性確保を実施しております。

⑦ 監査役監査の実効性確保

- ・前記 (8) ～ (14) に記載の体制・方針に基づき、監査役監査の実効性を確保しております。

〔備考〕 本事業報告中では、億円単位で記載している金額は億円未満を四捨五入しており、それ以外の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	81,129	56,078	453,878	△2,460	588,625
当期変動額					
剰余金の配当			△17,221		△17,221
親会社株主に帰属する 当期純利益			50,290		50,290
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		165		314	480
連結範囲の変動			△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	165	33,067	311	33,545
当期末残高	81,129	56,244	486,946	△2,148	622,171

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	22,932	804	△41,893	△297	△18,453	2,504	115,668	688,345
当期変動額								
剰余金の配当								△17,221
親会社株主に帰属する 当期純利益								50,290
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								480
連結範囲の変動								△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	136	6,976	61,949	244	69,306	△72	4,454	73,689
当期変動額合計	136	6,976	61,949	244	69,306	△72	4,454	107,235
当期末残高	23,069	7,781	20,055	△53	50,853	2,432	120,123	795,580

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

277社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (7) 重要な子会社及び関連会社の状況」に記載のとおりであります。

Fiber Marketing International, Inc.他計 6 社は株式取得、CSI Leasing Japan(株)他計 8 社は新規設立等により、連結の範囲に含めております。

また、瑞盛宝融資租賃(上海)有限公司他計17社は清算結了等により、NTT Global Data Centers NAV2 Private Limitedは持分法の範囲に含めたことから、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

(連結の範囲から除いた理由)

ティーエルシーキャピタル(株)

非連結子会社ティーエルシーキャピタル(株)他計107社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、会社計算規則第63条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社計7社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数

37社

主要な持分法適用の関連会社の名称

主要な関連会社名は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (7) 重要な子会社及び関連会社の状況」に記載のとおりであります。

NTT Global Data Centers Holding Asia BOM8 Pte. Ltd.他計 5 社は、新たに株式を取得したこと等により、連結子会社であった NTT Global Data Centers NAV2 Private Limitedは株式売却により、持分法適用の関連会社に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

ティーエルシーキャピタル(株) (非連結子会社)

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社ティーエルシーキャピタル(株)他計107社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、持分法の適用範囲から除外しております。

非連結子会社計7社及び持分法非適用の関連会社計5社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、主として各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は、Aviation Capital Group LLC及びニッポンレンタカーサービス(株)他計179社であり、主な決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては決算日現在の財務諸表を使用しております。

また、ティーエルシークランベリー(株)他計2社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② デリバティブ
時価法を採用しております。
 - ③ 棚卸資産
主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 賃貸資産
主として資産の見積耐用年数又はリース期間を償却年数とし、期間満了時の賃貸資産の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。
なお、顧客の事故等のために発生する賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を積増して計上しております。
 - ② その他の営業資産
定額法を採用しております。
 - ③ 社用資産
主として定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～39年、器具備品が3年～20年であります。
 - ④ その他の無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- ① 開業費
開業日から5年にわたり定額法により償却しております。
 - ② 社債発行費
社債の償却までの期間にわたり利息法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として728百万円を債権額から直接減額しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に定める連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ メンテナンス引当金
メンテナンスサービス付リース取引に係る車検整備に要する将来の支出に備えるため、その負担見込額に基づき計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準
リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。
また、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ、為替予約、借入金
ヘッジ対象…借入金、リース投資資産、割賦債権、予定取引、外貨建その他有価証券、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資
- ③ ヘッジ方針
資産及び負債から発生する金利及び為替の変動リスクをヘッジし、資産・負債・損益を総合的に管理する目的でデリバティブ取引を利用しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建予定取引のヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の金額・期間等の重要な条件が同一であることをもって、ヘッジの有効性を評価しております。

ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

なお、連結子会社においては上記に準じた方法でヘッジの有効性を評価しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法 …繰延ヘッジ処理によっている
ヘッジ手段 …金利スワップ
ヘッジ対象 …借入金
ヘッジ取引の種類 …キャッシュ・フローを固定するもの

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年から20年の期間で定額法により償却を行っております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 営業投資有価証券の会計処理

営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券は、「営業投資有価証券」として計上しているほか、一部を「投資有価証券」に計上しております。また、それらの収益は「売上高」に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(退職給付見込額の期間帰属方法)

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準又は給付算定式基準によっております。

(数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法)

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年～16.3年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年～17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他の引当金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「その他の流動負債」に含めて表示することとし、「固定負債」に表示していた「メンテナンス引当金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当連結会計年度より「契約負債」として「その他の固定負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

当社グループの当連結会計年度の売上高1,277,976百万円のうち顧客との契約から生じる収益は、事業分野ごとに国内リース事業1,816百万円、国内オート事業14,509百万円、スペシャルティ事業47,104百万円、国際事業4,271百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(売電契約)

売電契約の履行義務は発電設備を用いて発電する電気を顧客に供給することであり、主として決算日までに発生した売電量を見積り収益認識しております。当該収益は主としてスペシャルティ事業に属する子会社で発生しております。

(カーマネジメント・サービス契約)

カーマネジメント・サービス契約の履行義務を、契約に基づき車両を常時利用可能な状態とし顧客へ提供することと判断しており、顧客との契約額を契約期間にわたり均等に収益認識しております。当該収益は主として国内オート事業に属する子会社で発生しております。

(不動産販売契約)

不動産販売契約の履行義務は分譲住戸、戸建住宅及び宅地等を顧客に引き渡すことであり、当該物件を引き渡した時点で収益認識しております。当該収益はスペシャルティ事業に属する子会社で発生しております。

表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度まで区分掲記していた営業外収益の「助成金収入」(前連結会計年度は879百万円)は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他の営業外収益」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記していた特別利益の「固定資産売却益」(前連結会計年度は2,507百万円)は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他の特別利益」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで「その他の特別損失」に含めて表示していた特別損失の「固定資産処分損」(前連結会計年度は194百万円)は重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度まで「その他の特別損失」に含めて表示していた特別損失の「臨時休業等による損失」(前連結会計年度は165百万円)は重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

会計上の見積り

① 賃貸資産の減損

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている賃貸資産（有形固定資産）は1,991,616百万円であり、この賃貸資産には航空機リースに係る賃貸資産1,338,000百万円が含まれています。

賃貸資産は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎としてグルーピングを行い、航空機リースについては、資産のグルーピング単位を個別の航空機により、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候には、市場価格の著しい下落や資産の回収可能価額を著しく低下させるような事象等があり、航空機リースについては、レシーの信用不安等によるリース契約の解約等が含まれます。減損の兆候が識別された場合には、将来の市況等を考慮したリース料や処分価値等を見積り、減損の認識の要否を判断しております。その結果、減損の認識が必要と判定された賃貸資産については、回収可能価額を正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。正味売却価額は現在の市況を考慮した見積りを行っており、使用価値の算定における割引率は市場金利等を考慮した加重平均資本コストに基づき算定しております。

当連結会計年度においては、減損損失として売上原価に18,421百万円計上されており、その全額が航空機リースに係るものであります。これまで新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた航空機リース事業を取り巻く環境は、新たな変異株の出現等のリスクはあるものの、世界全体で行動制限の緩和・解除の動きが着実に広がり、回復傾向が継続すると見込んでおります。

賃貸資産の評価にあたって用いた会計上の見積りは合理的であると判断しておりますが、予測不能な前提条件の変化等により、回収可能額の決定に使用した見積りが変化した場合は、将来当社グループにおいて減損損失の追加計上を実施する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、賃貸資産のほかに航空機リースに関連した無形固定資産の減損損失を売上原価に8,158百万円計上しております。

② のれんの減損

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれんは53,308百万円であります。また、当連結会計年度において、のれんの減損損失は計上しておりません。

企業結合で生じたのれんは、会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、5年から20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。また、子会社の業績や事業計画等を基にのれんの減損の兆候の有無を判断しております。予測不能な前提条件の変化等により、将来において当初測定した収益力もしくは費用削減効果が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損損失の計上が必要となる可能性があります。

③ 貸倒引当金

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されている貸倒引当金は17,924百万円であります。また、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として728百万円を債権額から直接減額しております。

貸倒引当金は、取引先の経営状態や支払状況等によって分類区分された債権について、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。経営者は、債権の評価にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しております。ただし、債権の評価には管理不能な不確実性が含まれており、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があります。

追加情報

(当社の連結子会社における航空機の購入契約)

当社の連結子会社であるAviation Capital Group LLCは、2021年12月31日現在において、ボーイング社、エアバス社及びエアライン等からナローボディ機を中心とした航空機90機を購入する契約を有しており、購入予定の航空機は当該契約に基づき2028年までに随時納入が行われる予定であります。なお、当該契約等に基づく航空機の購入に係る支払予定額の合計金額は575,288百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	17,658百万円
割賦債権	1,571百万円
リース債権及びリース投資資産	141,389百万円
営業貸付債権	4,738百万円
営業投資有価証券	5,419百万円
棚卸資産	3,015百万円
その他の流動資産	15,660百万円
賃貸資産	167,093百万円
その他の営業資産	8,949百万円
建設仮勘定	87,847百万円
社用資産	1,687百万円
投資有価証券	1,960百万円
その他の投資	7,456百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	436百万円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	297,122百万円
社債	100百万円
債権流動化に伴う支払債務	31,300百万円
債権流動化に伴う長期支払債務 (1年内支払予定を含む)	142百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産の減価償却累計額	854,133百万円
その他の営業資産の減価償却累計額	22,140百万円
社用資産の減価償却累計額	18,748百万円

3. 保証債務(保証予約を含む)

金融機関等からの借入債務等に対する保証	178,414百万円
---------------------	------------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の数 123,028,320株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	8,545百万円	70円	2021年3月31日	2021年6月29日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	8,676百万円	71円	2021年9月30日	2021年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	8,798百万円	利益剰余金	72円	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2012年9月28日	普通株式	48,900株	489個
2013年9月2日	普通株式	27,700株	277個
2014年9月8日	普通株式	36,000株	360個
2015年10月5日	普通株式	36,000株	360個
2016年9月5日	普通株式	43,800株	438個
2017年9月12日	普通株式	43,200株	432個
2018年8月6日	普通株式	70,900株	709個
2019年9月9日	普通株式	107,700株	1,077個
2020年8月5日	普通株式	75,500株	755個
2021年8月6日	普通株式	76,500株	765個

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、リース事業を主体とした総合金融サービス事業を行っております。これらの事業に必要な資金を賄うため、銀行借入による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。当社グループは、適正な資金確保とその運用を図るべく、ALM（資産・負債の総合管理）を実施しており、これらの資金調達・運用活動に伴って発生するリスクを適切にコントロールし、収益の安定化を図る目的でデリバティブ取引を行っております。

また、「リスク管理の基本方針」を制定するとともに、総合リスク管理委員会を設置しております。信用リスク、市場リスク及び流動性リスクについて、所管リスク管理部署と総合リスク管理委員会の協働によって各リスクのリスク量やリスク管理の状況等を把握・評価し、これらを総括することによって経営として許容できる範囲内にリスクをコントロールする体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、債権流動化に伴う支払債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含めておりません((注)参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 割賦債権	153,939		
割賦未実現利益	△12,191		
貸倒引当金 (* 1)	141,748 △588		
(2) リース債権及びリース投資資産 見積残価 (* 2)	141,159 1,575,049 △62,616	148,570	7,410
貸倒引当金 (* 1)	1,512,432 △4,568		
(3) 営業貸付債権	1,507,863	1,572,449	64,585
貸倒引当金 (* 1)	407,370 △2,299		
(4) 営業投資有価証券	405,071	417,293	12,222
(5) 有価証券及び投資有価証券 (* 3)	118,508	118,508	—
(6) 破産更生債権等	33,181	33,782	601
貸倒引当金 (* 1)	17,045 △10,284		
	6,761	6,761	—
資産計	2,212,545	2,297,366	84,820
(1) 社債	1,000,083	1,016,069	△15,986
(2) 長期借入金	2,592,182	2,571,869	20,313
(3) 債権流動化に伴う長期支払債務	142	140	1
(4) リース債務	17,777	17,526	250
負債計	3,610,186	3,605,607	4,579
デリバティブ取引 (* 4)			
① ヘッジ会計が 適用されていないもの	(617)	(617)	—
② ヘッジ会計が 適用されているもの	7,093	6,987	(106)
デリバティブ取引計	6,476	6,370	(106)

- (※1) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付債権、破産更生債権等に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※2) リース投資資産に含まれる見積残価は控除しております。
- (※3) 有価証券及び投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。
- (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額263,701百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（連結貸借対照表計上額172,055百万円）は、(4) 営業投資有価証券並びに(5) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

市場価格のない株式等には、非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合等への出資は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含めておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	52,860	—	—	52,860
社債	—	—	5,942	5,942
その他(*1)	—	—	13,693	13,693
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,155	99	—	32,254
その他	—	450	—	450
資産計	85,015	549	19,636	105,201
デリバティブ取引(*2)				
通貨関連	—	7,090	—	7,090
金利関連	—	(719)	—	(719)
デリバティブ取引計	—	6,370	—	6,370

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は46,011百万円であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
割賦債権	－	－	148,570	148,570
リース債権及びリース投資資産	－	－	1,572,449	1,572,449
営業貸付債権	－	－	417,293	417,293
有価証券及び投資有価証券 関連会社株式	1,077	－	－	1,077
破産更生債権等	－	－	6,761	6,761
資産計	1,077	－	2,145,075	2,146,153
社債	－	1,016,069	－	1,016,069
長期借入金	－	2,571,869	－	2,571,869
債権流動化に伴う長期支払債務	－	140	－	140
リース債務	－	17,526	－	17,526
負債計	－	3,605,607	－	3,605,607

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、有価証券及び投資有価証券

株式は、取引所の価格によっており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。

私募債等は、将来キャッシュ・フローの見積額を市場金利に信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて算定しており、当該割引率等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

投資信託は、公表されている基準価格等によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等によっており、金利、外国為替相場等のインプットを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定されており、レベル2の時価に分類しております。

割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付債権

これらは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としておりレベル3の時価に分類しております。

社債、長期借入金、債権流動化に伴う長期支払債務

これらは、主に元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

主として協調リース取引に係るリース債務であり、元利金の合計額を新規に同様の実行を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
営業投資有価証券 その他有価証券 私募債等	割引現在価値法	割引率	2.79%－4.89%	3.49%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		損益に 計上	その他 の包括 利益に 計上					
営業投資有価証券 その他有価証券								
社債	—	—	253	5,689	—	—	5,942	—
その他	16,543	—	147	△2,997	—	—	13,693	—

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループの担当部門が時価の算定に関する会計方針等に従って、時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを反映できる適切な評価モデルを用いております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、市場金利に調整を加えた利率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が対価として要求する金額であるリスク・プレミアムから構成されております。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
236,859	249,456

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく評価額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	5,507円50銭
1 株当たり当期純利益	411円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

(ロシアによるウクライナ侵攻)

2022年2月24日から続くロシアによるウクライナ侵攻を受けて、米国、欧州連合（EU）、英国、日本及びその他の国々は、ロシアの産業・関係者等への広範な経済制裁を課しております。これらの経済制裁の中には、ロシアとの航空機及び保守用部品の取引禁止などに加えて、ロシアへのリースを通じた航空機の供給の禁止も含まれております。

当社の連結子会社であるAviation Capital Group LLC（以下、「ACG」）は当該経済制裁を遵守し、ロシアの航空会社への機体のリースを全て解除するとともに、機体の返還に向けた様々な対応を行ってまいりましたが、経済制裁への対抗措置としてロシアが、国外リース会社から賃借している国外登録の機体をロシア国内で再登録し運航することを認める法令を制定するなど、依然として解除済リース機体8機の返還の見通しが立たない状況であります。

ACGは、2022年3月末時点において、ロシアの航空会社向けに約6億ドル（リース機体8機、融資・融資保証の合算）のエクスポージャーを有しておりますが、リース機体8機につきましては、将来キャッシュ・フローの見積りが困難となったため、帳簿価額の全額である約3.8億ドル（1ドル120円で換算した場合、約460億円）を減損損失に計上いたしました。

なお、ACGの決算日は12月31日であることから、当該損失は、翌連結会計年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の連結計算書類に特別損失として反映されることとなります。

また、ACGは当該エクスポージャーに対してこれをカバーする保険を付保しており、保険会社に対する請求権も行使済みであります。

株主資本等変動計算書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	81,129	52,436	132	52,568	3,019	221,100	38,975	263,095
当期変動額								
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—
剰余金の配当							△17,221	△17,221
当期純利益							20,319	20,319
自己株式の取得								
自己株式の処分			165	165				
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	165	165	—	4,000	△902	3,097
当期末残高	81,129	52,436	298	52,734	3,019	225,100	38,072	266,192

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,460	394,332	20,905	△3,105	17,799	2,504	414,637
当期変動額							
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△17,221					△17,221
当期純利益		20,319					20,319
自己株式の取得	△2	△2					△2
自己株式の処分	314	480					480
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△1,912	△7,248	△9,160	△72	△9,232
当期変動額合計	311	3,574	△1,912	△7,248	△9,160	△72	△5,658
当期末残高	△2,148	397,907	18,992	△10,353	8,638	2,432	408,979

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）を採用しております。

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の賃貸資産の処分見積額を残存価額とする定額法を採用しております。

なお、顧客の事故等のために発生する賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を積増して計上しております。

(2) 社用資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物が3年～18年、器具備品が3年～20年であります。

(3) その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権（正常先債権、要注意先債権及び要管理先債権）については貸倒実績率により、破産更生債権等（破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権）については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として728百万円を債権額から直接減額しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(3) 割賦販売取引の割賦売上高及び割賦原価の計上基準

割賦販売契約実行時に、その債権総額を割賦債権に計上し、割賦販売契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延処理しております。

(4) 金融費用の計上基準

金融費用は、売上高に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用は支払利息として営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産にかかる金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、借入金

ヘッジ対象…借入金、リース投資資産、割賦債権、予定取引、外貨建その他有価証券、在外子会社に対する持分への投資

(3) ヘッジ方針

資産及び負債から発生する金利及び為替の変動リスクをヘッジし、資産・負債・損益を総合的に管理する目的でデリバティブ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建予定取引のヘッジについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の金額・期間等の重要な条件が同一であることをもって、ヘッジの有効性を評価しております。

ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、振当処理によつて為替予約及び特例処理によつて金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

9. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 営業投資有価証券の会計処理

営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券は、「営業投資有価証券」として計上しているほか、一部を「その他の関係会社有価証券」に計上しております。また、それらの収益は「売上高」に含めて計上しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度まで区分掲記していた特別損失の「関係会社株式評価損」(前事業年度は57百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他の特別損失」に含めて表示しております。

会計上の見積り

(貸倒引当金)

当事業年度末の貸借対照表に計上されている貸倒引当金は10,498百万円であります。また、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として728百万円を債権額から直接減額しております。

貸倒引当金は、取引先の経営状態や支払状況等によって資産査定手続に基づき分類区分された債権について、一般債権(正常先債権、要注意先債権及び要管理先債権)については貸倒実績率により、破産更生債権等(破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権)については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。経営者は、債権の評価にあたって用いた会計上の見積りは合理的であり、貸倒引当金は十分計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しております。ただし、債権の評価には管理不能な不確実性が含まれており、予測不能な前提条件の変化等により債権の評価が変動する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

リース債権及びリース投資資産	22,489百万円
営業貸付金	57,683百万円
営業投資有価証券	1,253百万円
投資有価証券	2百万円
関係会社株式	93百万円
その他の関係会社有価証券	2,007百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

債権流動化に伴う支払債務	20,400百万円
--------------	-----------

担保提供資産のうち61,077百万円は、出資先等が有する金融機関からの借入債務等に対応する担保として根質権又は抵当権が設定されているものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産の減価償却累計額	80,270百万円
社用資産の減価償却累計額	1,397百万円

3. 保証債務（保証予約を含む）

金融機関等からの借入債務等に対する保証	317,434百万円
---------------------	------------

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	760,987百万円
長期金銭債権	67,322百万円
短期金銭債務	7,348百万円
長期金銭債務	16,137百万円

5. 営業債権に係る預り手形

リース債権及びリース投資資産	148百万円
割賦債権	724百万円
その他の営業貸付債権	334百万円

6. 未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権

リース契約債権	67,156百万円
---------	-----------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引高

売 上 高 24,143百万円

売 上 原 価 7,927百万円

(2) 営業取引以外の取引高 11,186百万円

2. 資金原価の内訳

支 払 利 息 9,431百万円

受 取 利 息 1百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (注)	947,379株	420株	121,000株	826,799株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加420株は、単元未満株式の買取りによる増加420株であり、減少121,000株は、ストックオプションの行使による減少121,000株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券等評価損	4,512百万円
リース取引に係る申告調整額	4,413百万円
貸倒引当金	3,398百万円
未払費用	2,976百万円
在外子会社留保利益金課税	2,125百万円
前受収益	2,001百万円
固定資産の償却限度超過額	955百万円
賞与引当金	556百万円
退職給付引当金	296百万円
固定資産評価損	47百万円
その他	8,987百万円

繰延税金資産小計

30,270百万円

評価性引当額

△5,205百万円

繰延税金資産合計

25,065百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,115百万円
その他	△859百万円

繰延税金負債合計

△8,975百万円

繰延税金資産の純額

16,089百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.6
在外子会社留保利益金課税	11.7
評価性引当額の増減	7.2
その他	0.3

税効果会計適用後の法人税等の負担率 41.2%

(関連当事者に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社オリコ オートリース	(所有) 直接 50.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	1,626,022 750	長期貸付金 短期貸付金 未収収益	18,596 152,055 96
子会社	株式会社オリコ ビジネスリース	(所有) 直接 50.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	289,050 199	短期貸付金 未収収益	57,720 18
子会社	神鋼不動産 株式会社	(所有) 直接 70.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	327,200 173	短期貸付金 未収収益	44,600 0
子会社	京セラTCLソー ラー合同会社	(所有) 直接 81.00%	リース取引	リース料の受取 (注1)	7,611	リース投資 資産	82,965
子会社	TCLA合同会社	(所有) 直接 100.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	— 2,186	営業貸付金 未収収益	54,670 22
子会社	Tokyo Century Leasing (Singapore) Pte. Ltd.	(所有) 直接 100.00%	債務保証 (保証予約 を含む)	債務保証 (注2) 保証料の受取	81,825 46	— 未収収益	— 43
子会社	Tokyo Century (USA) Inc.	(所有) 直接 100.00%	債務保証 (保証予約 を含む)	債務保証 (注2) 保証料の受取	50,643 36	— 未収収益	— 33
子会社	TC Skyward Aviation U.S., Inc.	(所有) 直接 100.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	12,249 2,275	営業貸付金 未収収益	53,701 61
子会社	TC Skyward Aviation Ireland Ltd.	(所有) 直接 100.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	7,162 1,689	営業貸付金 未収収益	38,869 42
子会社	TC Realty Investments Inc.	(所有) 直接 100.00%	資金の貸付	事業資金の貸付 (注1) 利息の受取	21,199 774	営業貸付金 未収収益	51,310 176

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Aviation Capital Group LLC	(所有) 間接 100.00%	資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付 (注1)	—	長期貸付金	45,903
				利息の受取	659	短期貸付金	9,180
				債務保証 (注2)	61,205	未収収益	31
				保証料の受取	56	—	—
						未収収益	1

神鋼不動産株式会社は、2022年4月1日付でT C 神鋼不動産株式会社に商号変更しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金利及びリース料は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 債務保証は、銀行借入等に対し行ったものであり、保証額等に基づき算定した保証料を受け取っております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,326円85銭
1 株当たり当期純利益	166円29銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。